

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
8 番 高取 輝昭 委員 12 番 南 栄江委員
4. 署 名 委 員
9 番 今脇 研介 委員 10 番 森本 誠一 委員
5. 議 事
議案第 36 号～38 号について
報告第 17 号について

○石原会長

議案第 36 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について 7-38 友光委員が説明願います。

○友光委員

16 番友光が説明いたします。

土地の所在地 大内 赤坂 1082 登記地目現況地目共に田 登記面積 564 m²
 譲受人 大内▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳
 譲渡人 大阪府堺市南区新檜尾台▲丁▲▲番地▲▲-▲▲▲号 ●● ● ▲▲歳
 譲受理由 新規就農
 譲渡理由 耕作不便
 家族数 2 人

場所の方地図を見てください。この地図には出てないんですが、大内のバス停を北に 500m 程行っ
 ていただいて旧国道があります。その旧国道を西の方に 800m 程行っていたところがこの赤い
 印の場所になっております。この土地は約 30 年間遊休農地で荒らされていた農地になります。所有
 者の●●さんはこの物件の南に●●と言う家があるかと思うんですけどこちらの家になります。年が
 来たんで荒れたところを以前から荒れとって困った所を取得されて今回家庭菜園をされるという計
 画です。●●さんは長船の方にちょっと土地がありまして管理機とか耕運機とか草刈機とか軽トラと
 か一式持っておられてその辺は心配ないかと思います。簡単ではありますが詳細の説明は終わります。
 審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局難波

議案第 36 号受付番号 7-38、3 条所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると思
 えます。なお、営農計画書につきましては作目品種をきゅうり、大根、玉ねぎを計画する旨を提出さ
 れています。以上です。

○石原会長

それでは 7-38 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

特にございませんか。いかがでしょうか。では、私の方から質問します。友光さん、30 年間放棄地状態だったんですが、この原因はどういうことだったんでしょうか。

○友光委員

お父さん、お母さんが亡くなられて相続された土地でずっと放っとかれたような格好で最近地元の方でクレームがあってシルバーの方で一年ほど前から刈って頂いているようなんですが、柿の木とか色んな木が生えて●●さんも取得されて 1 年 2 年は畑にするのは難しいかなという懸念はあります。

○石原会長

ありがとうございます。なさそうですので 7-38 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。
続きまして 7-39 松本委員説明願います。

○松本委員

7-39 について 20 番松本が説明します。

土地の所在地	閑谷 堂面 994-1 登記地目現況地目共に田	登記面積 467 m ²
	閑谷 堂面 1046-1 登記地目現況地目共に田	登記面積 747 m ²
譲受人	穂浪▲▲▲▲番地▲▲▲	●● ●● ▲▲歳
譲渡人	岡山市南区大福▲▲▲番地▲	●● ●● ▲▲歳
譲受理由	新規就農	
譲渡理由	耕作不便	
家族数	2 人	

今回の所有権移転につきましては譲渡人は閑谷に家がありまして十年ほど前から岡山市の大福の方に転出しております。しかし、田畑があるため、年に何回は閑谷に帰ってきて水路の掃除や草刈り等をやっておりましたが、なんぼにもかなわんということで後引き継いでやってくれる者がおらんかなということで探していたら、今回の譲受人が米でも作ってやろうかなということで田畑を譲り受けてやろうかなということですが、この年は準備をして来年から米作りを始めようかなということです。なお、機械については知人の●●さんのトラクターやコンバインを借りてやろうかなと計画しております。なお、その間の草刈り等は草刈り機を持っておりますので管理しようかなとやっております。付近休耕田だらけですので 1 箇所でも水田が回復すればいいかなと思います。審議の方よろしく願います。

○石原会長

はい、では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局難波

議案第 36 号 受付番号 7-39 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考え

えます。以上です。

○石原会長

それでは 7-39 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

○石原会長

なさそうですので 7-39 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして 7-40 植田委員説明願います。

○植田委員

24 番植田が説明します。

土地の所在地 日生町寒河 名切池ノ上 1008-9 登記地目現況地目共に畑 登記面積 280 m²

日生町寒河 名切 1433 登記地目現況地目共に畑 登記面積 148 m²

日生町寒河 名切 1435-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 120 m²

日生町寒河 下山田 1662-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 747 m²

日生町寒河 中クロ 1956-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 511 m²田

譲受人 兵庫県加古川市南備後▲▲番地の▲▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 岡山市東区大多羅町▲▲番地▲▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 新規就農

譲渡理由 耕作不便

家族数 2 人

寒河の駅から北に向かつての土地になるんですけどここに池が見えてますけど、干上がった池で使われておりません。この下に 2 枚とその上に 1 枚とそれからもう一つの方の図面で三角のが駅の真下です。それからもとへ戻って細長く曲がった弓になったやつこれがもう一枚あります。

現状はどうかというところの方が空き家を買われたということです。譲受人がこの最初に出てきた名切となっている 2 筆畑と田に付随したところに母屋があります。母屋と納屋と農機具の小屋がありあります。大きな車は入らないんですけど小型、軽トラだったらなんとか入って来れるようなところで。現状この母屋付の土地 2 枚は近所の人が年間契約をして年間 4 回も 5 回も草を刈って非常に綺麗に管理しております。ところがあとの土地は全部大荒れです。相続された譲渡人もよその方におりますけど、亡くなられた親父さんも 20 年ぐらいなるんじゃないかなと思うんですが全然耕作しておりません。野菜とか作るんでしたら、家の方の田の方が少し綺麗に管理されていますので出来るくらいです。あとは池の上側と弓なりの所と駅の下なんかも荒れ放題で全然手のつけようもない状態です。書面を見ますと譲受人はトラクターと管理機と軽トラも所持されているということなんで野菜を作りたいという現状なんですけど今の現状は家の所に少しできるぐらいであと耕作できるような土地ではないと私は考えております。家に付随してこの家というのも昔で言う藁ぶき屋根なんですね、かなりの手を入れないと住めないんじゃないかと思うんです。藁ぶきの屋根の上にトタンを貼っています。割と大きな納屋がついているんですが屋根が少し崩れかかってますし、色々お金のかかる案件かと思えます。野菜を作る言うたら家の近くで作るのと作ろうと思ったら周りにいくらでも空いた水田

がありますからそこれで作ったら、また本人がこちらへ来て本当に工事をし出したらお会いして話をしたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局難波

議案第 36 号 受付番号 7-40 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。

また、当該人におきましては農業高校出身であることから農地を取得した後、安定した営農を行う旨であること理由書に書かれております。また、姉が実際日生に住まれているようですので、頼れる方はいるということで 3 条申請の方には記入がありました。また、植田委員から説明がありましたが、殆どが耕作不能地であるような話を頂いたかと思いますが、私も現地を見に行かせて頂いた所、まだ農地判定で言うところの原野化とまでは言えず、不耕作黄色と緑の間ぐらいに位置する農地かなと判断いたします。木が茫々におごってどうしようもないとか、山林の方に帰って行ってるということまではないということを申し添えさせていただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは 7-40 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

ございませんか。その残野の放棄地状態は別にどうするというのはこの譲受人は意向を示されていないんですか。

○事務局難波

回答させていただきます。営農計画書におきましては主としてされる主幹作目としまして、トマト、ナス、キュウリ、ハクサイ、ネギ等書かれてますね。野菜類ほんとに家庭菜園から始められるという所と言われたように黄色と緑判定の中間に位置しておりますので、かつての高校での農業経験を生かしてゆっくり復旧して行きたいという所は書かれております。あと一部農地で山林が池ノ上の場所です。ねこちらについても現地を見に行かしてもらったんですが、おそらくここ果樹が植わってるのかなというところで草が茫々というわけではなく、結構平べったく草刈りをされていて柿木かな、という形では確認をさせて頂いております。以上です。

○石原会長

はい、分かりました。ないようでしたら、7-40 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 37 号農地法 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について 7-64、7-65 譲受人が一緒ですので小林委員一括して説明願います。

○小林委員

7 番小林が 7-64、65 について説明させていただきます。

7-64

土地の所在地 三石 守石 1156 登記地目現況地目共に田 登記面積 856 m²

譲受人 大阪市中央区道修町一丁目 4 番 6 号

株式会社▲▲▲▲▲▲ 代表取締役 ●● ●●

譲渡人 三石▲▲▲番地 1 ●● ●● ▲▲歳

転用目的 太陽光発電施設

施設概要 太陽光発電 399.14 m²

7-65

土地の所在地 三石 守石 1157 登記地目現況地目共に田 登記面積 548 m²

譲受人は一緒です。

譲渡人 三石 1163 番地 ●● ●● ▲▲▲歳

転用目的 太陽光発電施設

農地区分 3 種

2 つの田んぼ併せて 399.14 m²の利用になるということです。

場所ですが、三石総合支所が真ん中所に書いてあるんですが、そこから南西の方向に約 100m の所になります。先月許可を頂きました太陽光発電がありましたが、その 1 番と赤枠で書かれた横の田んぼとすぐ下の三角の田んぼ、四角の田んぼという所が先月お二人の方で許可を頂いておりました。今回この 2 枚の田んぼについても実は前回の時に一緒に OK 頂いて手続きにかかったらしいのですが、●●さんが相続の手続きが遅れてしまったので、月を分けて手続きが出来てから今月の申請と言うことになったようであります。理由としましては先月もご説明した通り、非常に綺麗に管理させている田んぼではあるんですが、先月許可いただいた●●さんという方が作付けをしとったのが、年をいつてできないということでそれぞれお返しになりましたので、今後田んぼとして利用することはないということで今回の話になったようです。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第 37 号 受付番号 7-64、65、5 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど小林委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金、▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれ

はないと考えます。

なお、許可後、令和 8 年 2 月 28 日までを工事期間として予定しております。なお、パネルの配置図面につきましては当日資料の 4 ページをご覧ください。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは 7-64、65 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

はい、草加委員。

○草加委員

確認をさせてください。この所要面積ですけど 399.14 というのは 2 つ併せて 399.14 と今日資料を頂いてそう感じたんですが、それでよろしいんですね。

○事務局難波

はい、お見込みの通りでございます。パネル 2 つで 399.14 m²となっていますので考え方としてはそれで合っていると思います。どうしても河川敷が近いということで空間も広がってしまうんですけど、それは先月の説明の通りです。

○石原会長

その他ございませんか。なさそうですので 7-64、7-65 につきまして許可相当とお考えの委員さん举手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 38 号農地利用集積等促進計画を定めることについて市長より通知を頂いております。

○事務局難波

一点訂正させていただきます。こちら 2 日前のメールで送らせていただいているんですが、皆様見られているものが差し替わってないものをご覧いただいている場合は 7-92、そちらが●● ●●様と●● ●●様になっていると思いますが、こちら土地の所有者様、●● ●●様が提出後にお亡くなりになりましたので取り下げとなっております。ついては差し替えで送ったものにはこの 7-92 を削除して一つずつ番号を繰り上げておりますので、そちらを正とさせて下さい。

○石原会長

何かお気づきのことございませんでしょうか。ご覧になって分かりますように●● ●●君とか、●● ●●さんとか新庄の方はお二人が広くして頂いて荒れない方がいいので感謝しております。取り下げの●●君は一昨日やって来ましてどうすればいいだろうかという質問を受けております。

あとはございませんか。見ると借料というのが挙がっておりますけど、武元さん、久々井の方は●●君借料を挙げてますけどそういう慣習なんですか。

○武元委員

久々井はありません。

○石原会長

借りているのは鶴海ですけど、鶴海はあるんですか。

○信宮委員

水利費が1反▲▲▲▲円なんですけど、これは地主が関している話です。

○武元委員

●●さんが昨日2kgの袋を持って来てくれました。多分借料で、でも他のお家はどうか確認はしてないんです。

○石原会長

今ここに挙がっているのは●●君は久々井だけど実際お借りになっているのは鶴海で鶴海が慣習になってるのかなということを、

○武元委員

久々井は田んぼいらないわ、ただであげてもいいわという方ばかりです。

○石原会長

お荷物状態になっているんですね、分かりました。ありがとうございます。他にお気づきのことございませんでしょうか。ないようでしたらこの案件についてご承認いただけますでしょうか。

(はい、の声)

では承認されました。

続きまして報告第17号からは農地法第3条の3の規定による届出が出ております。この中見てみましたら東片上の案件の1反5畝の田んぼあっせん希望有りと出てるんですけど担当は草加さんだと思うんですが、何かご意見があれば。

○草加委員

誠にいい場所です。丁度この真裏にある山の中途になります。昔から山の中言うことなんで難しいと思います。丁度この山の中腹です。昔は畑をしていたらしいです。手前の方は昔市長をされていた●● ●●さんが持っているんです。その一番上の方です。

○石原会長

あっせん希望有りでも、中々難航しますね。はい、ありがとうございました。それでは今日の審議はこれで終了いたします。ご協力ありがとうございます。

6. 閉 会

7. そ の 他

- ・ 次回、農業委員会総会の開催について

令和8年2月10日(火) 9時30分～ 備前市役所 3階 大会議室

※農業振興地域整備促進協議会を総会の終了後に開催します。

委嘱をされている委員は協議会に出席ください。

- ・ 南委員の入院に伴う慶弔費の支出について

- ・ 退任のあいさつ

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員

9 番 今脇 研介 委員

10 番 森本 誠一 委員